

市立函館恵山病院褥瘡対策委員会規程

(設置目的)

第1条 市立函館恵山病院における院内褥瘡対策を討議・検討し、その効率的な推進を図るため、褥瘡対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 副院長 | 1名 |
| (2) 医師 | 若干名 |
| (3) 事務長 | 1名 |
| (4) 看護科長 | 1名 |
| (5) 看護師長 | 3名 |
| (6) 薬局長 | 1名 |
| (7) 放射線技師 | 1名 |
| (8) リハビリ職員 | 2名 |
| (9) 管理栄養士 | 1名 |
| (10) 臨床工学技士 | 1名 |
| (11) 事務職員 | 若干名 |

(12) その他、市立函館恵山病院長（以下「病院長」という。）が必要と認める職員

2 委員会に委員長、副委員長を置き、病院長がこれを指名する。

3 この委員会に病院長は、必要に応じて出席できる。

(任期)

第3条 委員の任期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げないものとする。

(2) 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 委員は任期が満了した場合においても、新たに委員が選出されるまでは、第1号の規程に関わらず引き続きその職務を行うものとする。

(業務)

第4条 委員会は、月1回開催し、別に定める様式による報告を求め、次の各号における事項を調査・審議する。

- (1) 褥瘡および合併する感染予防対策の確立に関すること。
- (2) 褥瘡と合併する感染予防の実施、監視および指導に関すること。
- (3) 感染褥瘡源の調査に関すること。
- (4) 褥瘡予防に係る情報の収集に関すること。
- (5) その他褥瘡および合併する感染対策についての重要事項に関すること。

2 委員会は、前項の審査結果を速やかに病院長に報告すること。

(運 営)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し開催する。

- 2 委員会の議長は、開催毎に委員の互選により決して行う。
- 3 委員長は、特に必要と認めた時は、委員以外の者を出席させて意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。
- 4 議長も採決に加わり、賛否同数の場合は、委員長の意見により決する。

(褥瘡対策チーム)

第6条 委員会に、褥瘡対策に関する診療計画及び褥瘡対策に関する指導・褥瘡回診を実施する褥瘡対策チームを置く。

- 2 褥瘡対策チームについては、別に定める。

(記録の保存)

第7条 委員会の審議内容は記録し、5年間保存する。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は、事務職員において処理する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

この規程は平成14年7月30日より施行する。

平成19年	1月	1日	改訂
平成24年	4月	1日	改訂
平成25年	6月	1日	改訂
平成27年	4月	1日	改訂